

平成 23 年 12 月 21 日

ISO/TC 68 SC 2-7 国内委員会¹ 議事録

日 時：平成 23 年 12 月 9 日（金）15:00～16:30
場 所：日本銀行本店 会議室
出席者：TC68/SC2-7 国内検討委員会メンバー、
TC68 国内委員会事務局

○ TC68 国内委員会委員長である松本勉横浜国立大学教授の議事により、アジェンダに沿って、報告、審議・検討が行われた。要旨は、以下のとおり。

1. 前回議事録等

[前回（平成 23 年 9 月 29 日開催）の議事録](#)および [22 年度の活動報告](#)につき、承認を得た。

2. 国際会議の報告

○ 11月17日～18日にかけてノルウェー・オスロにおいて行われたISO20022登録管理グループ（Registration Management Group<RMG>）の定例会合（通常年2回、5・11月に開催）に参加したTC68国内委員会事務局・山寺より、主な審議の様相について報告が行われた。

— [RMG会合の議事録](#)および[決議](#)はリンク参照。

(1) RA Cost Recovery（11/178, 11/179, 11/180 Resolution）

- ISO20022の登録機関（registration authority <RA>）となっているSWIFTが、ISO20022の開発・登録にかかる費用の一部負担を打診してきているため、議論されているもの。ISOでは、RAは必要経費を求償できる（Cost Recovery）としているが、これまでSWIFTからそのような要請を受けたことがなかったため、議論となっている。
- 検討をおこなっていたRMGのサブグループは、これまでの検討に基づき、A)ISO20022の新たな標準メッセージを提案してきた先から料金を徴収する、B)ISO20022のユーザーから徴収する、C)RMGメンバーから徴収する、の3つの考え方を提示、C)案が望ましいとして提案した²。

¹ 国際標準化機構（ISO）金融専門委員会（TC68）が所掌する標準化案件について、わが国での審議・検討を行っている。

² A)案は、RMG 会合の前に国際投票にかけられ、既に否決されていたため、B)案と C)案に絞り検討を行った。B)案を採れば、ユーザーは最新の ISO 規格をダウンロードしようとせず、古いものを使い問題を起こす可能性が高いとして、C)案を提案。

- 一方、日本としては、事前に集約した国内メンバーからの意見に基づき、以下のようにコメントし、提案に反対。
 - SWIFTの利用者は、既に料金を払っている。それなのに、更にISO20022について費用を求められている理由が判らず、日本のTC68メンバーは困惑している。なぜ費用負担が必要となるのか、明確な説明が必要である。
 - 仮に費用が大きいとしても、SWIFTは、標準化を進めることでビジネスを拡大してきたはず。したがって、コスト面だけでなく、標準化に伴う収入も併せてみるべきである。
 - 仮に課金を行うとしても、日本のTC68国内委員会は会費を取っておらず、RMGメンバーから徴収するとの案は、実現困難な案である。
- 結果的には、日本の主張は通らず、RMGが負担をするc)案が採択された(決議11/179)。もっとも、会合ではコスト負担の是非や方法について完全に納得していない参加者もあり、TC68で国際投票にかけられた場合どのような結論となるか、現時点では見通し難い。TC68での国際投票に向けて、今後、更なる検討が行われる見込み。

(2) Authorities Financial Investigation BJ (当局から調査依頼の標準化)

- 当提案は、当局(税務、警察等)から情報提供の要請が送られてきた際の手続きを標準化しようというもの。会合の議題ではなかったが、わが国でも関心を示す先が多かったことから、どのようにして標準化が可能となると考えているのか、提案者であるフィンランドに確認を行った。
- フィンランドによると、国際刑事警察機構(ICPO)が、各国間の情報交換システムを構築しているところであり、そのシステムに準拠することでシステム化が図れるのではないかと見込んでいるとのこと。各国間の法制度の違いはあるものの、ICPOにおいて共通化、標準化されたところから着手し、システム化できる対象を徐々に拡大していけばよいとのスタンスであった。また、標準化されたシステムを利用する当局に対する回答は早くなる一方、そうでない当局への回答は手作業となるため遅くなる。このため、当局側にもシステム化するインセンティブが生じるのではないかとのことであった。

3. 今年度の活動状況(投票案件)

事務局から、今年度の投票案件に対する協力への謝意と、これから投票にかけるもの(シャドウ一部<黄色>)に関する説明を行った。

(1) TC 68 (ISO 20022 RMG 関係を含む)

	案 件 名			日本銀行 投票締切日	ISO投票日	日本の回答	結果
1	CIB	/	Approval of SC4 Chairman	2011.3.25	2011.3.25	賛成	承認
2	Vote	/	Demand Guarantees and Standby Letters of Credit Business Justification	2011.4.19	2011.4.21	賛成	承認
3	CIB	/	Resolution to Form TC68 Working Group on LEI	2011.4.19	2011.4.21	賛成	承認
4	CIB	/	TC68 Resolution Vote on Confirmation of RA for LEI	2011.4.19	2011.4.21	SWIFT (コメント有)	承認
5	NP	/	Legal Entity Identifier	2011.6.17	2011.6.20	賛成	承認 (DISへ)
6	CIB	/	Approval of Revised TC68 Business Plan	2011.4.19	2011.4.21	賛成	承認
7	DIS	20022-6	ISO 20022 Part 6: Message Transport Characteristics	2011.11.4	2011.11.7	賛成	承認
8	DIS	17442	Legal Entity Identifier	2011.12.2	2011.12.14		
9	CIB	/	Approval of Banking Industry Architecture Network (BIAN) Category A Liaison	(2011.10.21)	2011.8.23	賛成	承認
10	CIB	/	Approval of ANNA Category A Liaison	2011.9.2	2011.9.7	賛成	承認
11	Vote	/	RMG Cost Recovery	2011.9.16	2011.9.26	棄権 (コメント有)	否決
12	Vote	/	Standing Settlement Instruction Messaging Business Justification	2011.9.16	2011.9.26	賛成	承認
13	TMB	/	Approval of Enterprise Data Management Council (EDM Council) Category D liaison in ISO/TC 68/WG 5	/	2011.9.16 (経済産業省 へ回答)	賛成	承認
14	Vote	/	Messages set for factoring services Business Justification	2011.10.21	2011.10.31	賛成	承認
15	Comment	/	Authorities Financial Investigation Business Justification	2011.11.22	2011.11.30	コメント有	—
16	Comment	/	RMG Cost Recovery Proposal	2011.11.11	2011.11.17 (RMG会合)	反対	Resolutions 11/179
17	Comment	/	ISO 17442 Registration Processes and Guidelines v10	2011.11.11	2011.11.14 (電話会議)	コメント有	修正 (Ver.11へ)
18	Comment	/	ISO 17442 Registration Processes and Guidelines v11	2011.11.25	2011.12.5 (電話会議)	コメント有	2011.12.13 (電話会議)
19	CIB	/	Revisions to ISO 20022-7 Registration	2011.12.6	2011.12.7	賛成	結果待ち
20	TMB	/	Registration authority for ISO 17442 (SWIFT)	/	2011.11.24 (経済産業省 へ回答)	賛成	結果待ち
21	Vote	/	RMG Ballot to Approve New Business Justification Template	2011.12.20	2011.12.30		

— No.18 の LEI Registration Process and Guidelines は、ISO/TC68/WG06 で検討中

のものであるが、最終的には、国際標準というかたちで提案するのではなく、ISO 公式文書として公表していくことを WG06 幹事に確認した旨、事務局が報告。

(2) TC 68/SC 2

	案 件 名		日本銀行 投票締切日	ISO投票日	日本の回答	結果	
1	DIS	16609	Requirements for message authentication using symmetric techniques	2011.5.13	2011.5.13	賛成	承認
2	SR	19092	Biometrics -- Security framework	2011.5.20	2011.5.23	現状維持	結果待ち
3	DIS	11568-2	Key management(etail) --Part2: Symmetric ciphers, their key management and life cycle	2011.6.17	2011.6.20	賛成	承認
4	NP	/	Triple DEA - Modes	2011.6.17	2011.6.20	賛成	承認
5	CIB	/	New Convenor Ballot for TC68/SC2 WG13 (Security in Retail Banking)	2011.5.10	2011.5.10	賛成	承認
6	FDIS	11568-2	Key management(etail) --Part2: Symmetric ciphers, their key management and life cycle	2011.12.20	2012.1.11		
7	NP	/	ISO 13491- Part 1 Banking - Secure cryptographic devices (etail) - Part 1: Concepts, requirements and evaluation methods		2012.3.2		
8	NP	/	ISO 13491-Part 2 Banking -- Secure cryptographic devices (etail) -- Part 2: Security compliance checklists for devices used in financial transactions		2012.3.2		

(3) TC68/SC7

	案 件 名		日本銀行 投票締切日	ISO投票日	日本の回答	結果	
1	SR	4217	Codes for the representation of currencies and funds	2011.5.20	2011.5.23	現状維持	結果待ち
2	SR	22307	Privacy impact assessment	2011.8.19	2011.8.23	棄権	結果待ち
3	NP	9362	Concomitant NWIP and CD ballot for the revision of ISO 9362	2011.8.5	2011.8.18	賛成(コメント)	承認 (DISへ)
4	CIB	/	Constitution of WG 11 and appointment of the convenor	2011.9.27	2011.9.27	賛成	承認

4. ISO 17442 に関する報告

- 事務局から、ISO 17442 として提案されている Legal Entity Identifier (LEI)の概要について、別添資料に基づき説明が行われた。また、12月2日に締め切った国内意見の募集では、賛成と棄権のみで、反対は無かったとの報告がなされた。ただし、重要な案件であることから、特に以下の点につき、委員から特段のコメントが無いか、確認がなされた。

- 提案されている20桁のコードについて、技術的な面から改善すべき点はあるか。
- LEIは、国番号などの属性を含まない（No Intelligence）識別コードを指向しているが、データ管理の在り方として、登記国や業種等、情報を持たせる方が望ましい可能性はないのか。
- LEIは、既存のBICや、国内で利用されている他の企業コードと併存させることが望ましいのか。それとも、LEIに集約させていくことが望ましいのか。
 - 基本的に、LEIは他の企業コードと併存させることが、ISOにおけるコンセンサス。LEIは法人毎に管理することを目的としている一方、他のコードは、必ずしも法人単位で管理することを目的としていない。使用目的が異なる以上、併存することにならざるを得ない点の再確認。

○ 上記3点に直接言及するコメントは参加した委員から出されなかったが、一部委員から、LEIの対象範囲は店頭デリバティブに絞るべきではないか、また、ISO17442を議論するには、LEIの発行・管理についても議論を行う必要があるのではないかと指摘があった。また、LEIに関する金融庁の考え方についても質問がなされた。これに対して事務局からは、

- LEIは店頭デリバティブのみを対象とするものではなく、金融取引全般に関わるもの。金融市場の透明性向上のため、店頭デリバティブの取引情報報告にLEIを利用することがG20において合意されている。LEIを店頭デリバティブ取引以外にも利用するかは、各国当局の判断だけでなく、市場参加者や企業といったユーザーの判断に委ねられる。LEIは便利なものとの認識が広まれば、様々な取引に利用される可能性はある、
- 今次提案は、LEIの桁数や紐付けされるデータの内容といった技術的なものであるが、LEIの発行・管理、ガバナンスの仕組みがより重要というのをご指摘のとおり。そのため、ISOにおいて、LEI Registration Process and Guidelinesが議論されている。ただ、Financial Stability Board (FSB)でもLEIのガバナンスについて議論される予定にあるため、ISOはFSBの意見を取り入れていくことが必要、
- 店頭デリバティブの取引報告制度は、わが国にも導入される予定。しかし、その対象範囲や報告にあたりLEIが必要となるか等、具体的な報告の仕組みは、現在検討中と聞いている。FSBでの議論とあわせて、議論されるのではないかと

と説明。また、他の委員から、ISOの仕組みとして、技術的な提案について

は技術的な修正というかたちでコメントを行う必要があること、したがって、運用・管理面で問題があるとしても、今回の提案については、あくまでも技術的な側面から問題点を指摘する必要がある、との指摘がなされた。

- LEI の導入は既に規制当局間で同意されているものであり、ISO において導入の是非を議論するものではないこと、したがって、ISO では、LEI の技術的な点につき評価を行うものであることを確認のうえ、最終的には、ISO 17442 に対する技術的な反対意見、修正提案は無く、賛成とすることで合意した。ただし、発行・管理の仕組みが曖昧なままに標準が決めることに対する懸念を示し、今後の FSB での検討を受けた修正に対する意思表示の権利を留保するべく、以下のようなコメントを付けることとなった。

- 今後、FSB において LEI のガバナンス、発行モデル、LEI に紐付けられるデータ等について議論がなされることから、FSB の意見を ISO17442 に反映できるよう、基準の発行まで、十分時間を確保すべき。必要があれば、基準の発行時期を遅らせることを考えるべき。

As the Financial Stability Board (FSB) is also going to discuss issues such as the governance of LEI, operational model for the LEI, and scope of LEI reference data, we should have enough time to include opinions of the FSB into ISO17442.

If necessary, we should consider delaying the publication of the standard.

- FSB の議論を反映するため、ISO17442 に重要な修正が入る可能性がある。その場合は、FDIS（最終国際標準ドラフト）とするべきであり、日本として再度投票を行う権利を留保したい。

In addition, it is possible to have an important revision in ISO17442 to include opinions of the FSB. In such case, it should move to FDIS, and Japan would like to reserve our right to vote again.

- 12月14日締め切りの国際投票は、賛成票28、棄権3、反対ゼロとなり、ISO17442のドラフト国際基準案(Draft International Standard<DIS>)は承認された。しかし、LEIの運用・管理、ガバナンスについてFinancial Stability Board(FSB)でも議論される予定にあり、FSBの意見を反映するため、ISOとして承認された現行案を修正する可能性も残っている。

5. 国際会議の予定

事務局より、今後以下の国際会議が開催される予定であり、各会合のオブザーバー参加者の募集について案内があった。

- 2012年1月24日 SWIFT本部(ベルギー): TC68/WG06:LEIに関して議論をするFace-to-Faceの会合。
- 2012年1月25日 SWIFT本部(ベルギー): TC68/SG01: Calcification of Financial Instruments (CFI)について議論を行うFace-to-Faceの会合。

6. その他報告

FSB における LEI の議論が進み、それを受けて ISO でも議論が進展することを期待し、次回国内検討委員会は来年 3 月か 4 月頃に開催したいこと、ただし、具体的な開催日については改めて調整の上、事務局からご案内を差し上げる、として閉会した。

以 上